（令第三十条の二十二第三号の資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項）

第五十九条の十五　令第三十条の二十二第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合において、法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることについて適切に審査するための体制に関する事項

二　特別関係協同組織金融機関等に対し、次に掲げる措置その他の特定支援に係る資金（以下この号において「対象資金」という。）が信用事業のみに充てられることを確保するために必要な措置を講ずるための体制に関する事項

イ　対象資金の使途に関する必要な報告又は資料の提出を求める措置

ロ　対象資金の使途についての監査が確実に行われることを確保する措置

ハ　対象資金の使途を改善させる措置

（法第三十四条の九の十四第三項の規定により法第四章の二の規定を読み替えて適用する場合における前章の規定に関する特例）

第五十九条の十六　法第三十四条の九の十四第三項の規定により法第四章の二の規定を読み替えて適用する場合における前章の規定の適用については、第五十七条第二項第二号中「第三十四条の三第一項第二号又は令第三十条の三各号」とあるのは、「第三十四条の九の十四第一項第一号又は令第三十条の二十二各号」とする。

第六章　［略］

第一節　組織再編成等実施計画等の認定等

（基盤的金融サービス）

第六十条　［略］

（組織再編成等における経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）

第六十一条　第二条の規定は、法第三十四条の十第一項第七号に規定する主務省令で定める場合について準用する。

（組織再編成等）

第六十二条　法第三十四条の十第一項第八号に規定する主務省令で定めるものは、同項第一号から第七号までに掲げる行為以外の金融組織再編成その他の行為であって、その実施により当該行為を実施する農水産業協同組合が実施する組織再編成等実施計画の終期の属する事業年度の末日及び当該事業年度の直前の二事業年度の末日における当該農水産業協同組合の修正業務粗利益経費率（別紙様式第十号第４の1⑶（記載上の注意）に規定する修正業務粗利益経費率をいう。）の平均値が、当該組織再編成等実施計画の始期の属する事業年度の直前の三事業年度の末日における水準の平均値よりも十五パーセント・ポイント以上低下すると見込まれることとする。

第五章　［同上］

［節名を付する。］

（基盤的金融サービス）

第六十条　［同上］

（組織再編成等における経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）

第六十一条　第二条の規定は、法第三十四条の十第一項第八号に規定する主務省令で定める場合について準用する。

（組織再編成等）

第六十二条　法第三十四条の十第一項第九号に規定する主務省令で定めるものは、同項第一号から第八号までに掲げる行為以外の金融組織再編成その他の行為であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　その実施により当該行為を実施する農水産業協同組合が実施する実施計画の終期における当該農水産業協同組合の修正業務粗利益経費率（別紙様式第六号の二第４の1⑶（記載上の注意）に規定する修正業務粗利益経費率をいう。）が、当該実施計画の始期の属する事業年度の直前の事業年度末における水準よりも十五パーセント・ポイント以上低下すると見込まれること。

二　その実施により当該行為を実施する農水産業協同組合が実施する実施計画の終期における当該農水産業協同組合の修正経費（別紙様式第六号の二第４の1⑶（記載上の注意）に規定する修正経費をいう。）が、当該実施計画の始期の属する事業年度の直前の事業年度末における水準よりも二十パーセント以上低下すると見込まれること。